

「岐阜アリーナ管理運営業務仕様書」及び「岐阜アリーナの管理に関する基本協定書（案）」の記載に誤りがありましたので、下記のとおり修正します。

修正前	修正後
<p>○仕様書第8「2県への納付」</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者は、利用料金収入の額が年度協定において定めた収支計画の利用料金収入の予算を上回り、かつ総収入計が総支出計を超過したときは、指定管理料の額から当該超過額の2割に相当する額（円未満の端数は切り捨て）を差し引いた額を県に納付するものとします。 	<p>○仕様書第8「2県への納付」</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者は、利用料金収入の額が年度協定において定めた収支計画の利用料金収入の予算を上回り、かつ総収入計が総支出計を超過したときは、当該超過額の2割に相当する額（円未満の端数は切り捨て）を県に納付するものとします。
<p>○基本協定書（案）第23条</p> <p>3 甲は、利用料金収入の額が年度協定において定めた収支計画の利用料金収入の予算を上回り、かつ総収入計が総支出計を超過したときは、前項の指定管理料の額から当該超過額の2割に相当する額（円未満の端数は切り捨てとする。）を差し引いた額を当該年度の指定管理料の額として精算し、乙に支払うものとする。</p> <p>4 前項の精算の結果、既支払額が精算額を超過したときは、乙は、甲に差額を返還するものとする。</p>	<p>○基本協定書（案）第23条</p> <p>3 乙は、利用料金収入の額が年度協定において定めた収支計画の利用料金収入の予算を上回り、かつ総収入計が総支出計を超過したときは、当該超過額の2割に相当する額（円未満の端数は切り捨て）を甲に納付するものとします。</p>